

令和2年5月8日

市内高齢者施設等 担当者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症にかかる事故報告について（お知らせ）

日頃は、本市の高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
標題の件について、下記のとおり本市としての取扱いを変更、追加しますので、ご確認ください。

記

1 趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症の社会的影響の大きさを鑑みて、通常時の事故報告の取扱いから変更し追加するものです。

2 連絡が必要な場合

新型コロナウイルス感染症については、利用者及び職員に感染者が発生した場合、感染者数の多寡にかかわらず、本市へ連絡するものとします。（事業所全体で10名以上が感染した場合等の条件がありましたが、新型コロナウイルス感染症については別の取扱いとさせていただきます。）

3 連絡方法

事故報告書（食中毒又は感染症用）に必要事項を記載の上、速やかにFAXにて連絡を行うものとします。

4 対象となる事業所・施設

「介護サービスの提供による事故等発生時の本市への連絡について」において本市への連絡を要するとされている事業所、施設及び養護老人ホーム・軽費老人ホーム

5 その他

すでに感染し治癒に至った利用者及び職員がいる場合についても、上記方法によりご報告ください。

（問合せ先）

名古屋市健康福祉局高齢福祉部
介護保険課指導係
電話 052-972-3087